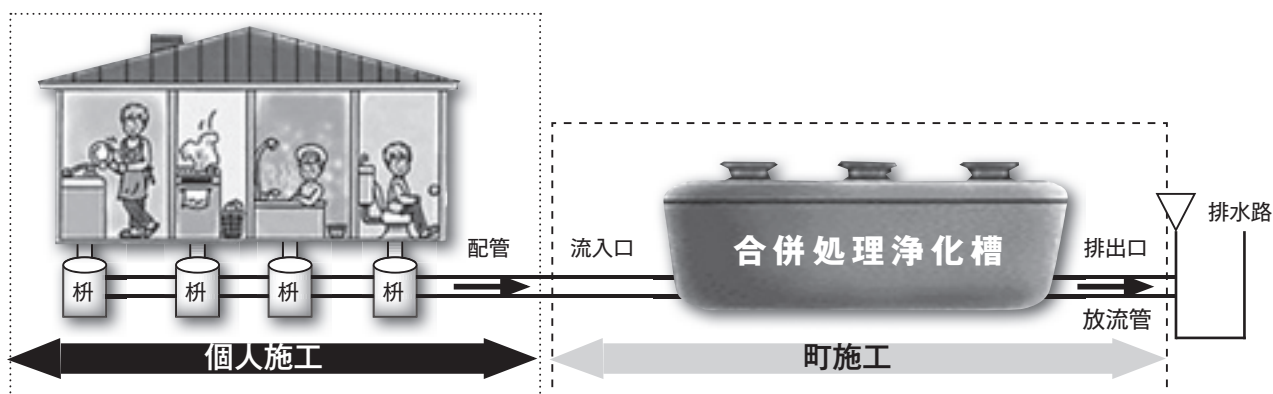


浄化槽設置工事イメージ



(5) 使用開始後の管理

- ・申請者(利用者)は「浄化槽使用料」を納入します。
 - ・町が浄化槽の管理を行います。
 - ・浄化槽管理者(町)が行う維持管理は次の項目です。
- 【10人槽以下の例】
- 法令に基づく保守点検
：年4回(浄化槽法第8条)
 - 法令に基づく清掃(汚泥抜き)：年1回(浄化槽法第9条)
 - 法令に基づく検査：年1回(浄化槽法第11条)
 - 使用者に責任のない修繕(故意もしくは過失による修繕は使用者の負担となります)
- ・浄化槽のブロー(送風機)の電気料、清掃に伴う水道料金などは使用者の負担となります。

事業所・店舗などの浄化槽 (個人設置型)

合併処理浄化槽の設置費用の一部を助成します。

(1) 対象浄化槽

- ・店舗等併用住宅の居住部分が全体の2分の1未満の場合で、11人槽以上の浄化槽。
- ・事業所、店舗等事業を営むための建物に接続する合併処理浄化槽(事業用住宅を含む)。

- ・50人槽以下の浄化槽であること。

(2) 工事実施

- ・工事施工に関しては、すべて申請者に行ってください。
- ・浄化槽本体設置工事は、建築基準法もしくは浄化槽法に定める浄化槽整備の資格を有する事業者でなければ実施できません。

(3) 設置補助金

- ・小野町合併処理浄化槽設置整備事業補助金交付要綱の規定に基づき、事業完了後、予算の範囲内で次の金額を補助します。

- ▽5人槽 332千円
- ▽7人槽 414千円
- ▽10人槽 548千円
- ▽11人槽以上 〃

- ・別途ご相談ください。
- ・補助金を受けるにあたっては事業開始前に町に申請し、決定を受けなければなりません。

(4) 管理経費

- ・維持管理経費は、設置者の負担になります。
- ・設置や使用開始後は、浄化槽法の定めによる管理点検、清掃、法定検査を設置者の責任において行わなければなりません。
- ・浄化槽法の規定に基づく管理を怠った場合は、過料が課せられる場合があります。

関連整備課

72-6936